

	法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
1	株式会社ジェイアール東日本企画	7011001029649	東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号	令和7年11月28日～令和8年8月27日	工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）	当該事業者は、国土交通省及び観光庁が令和5年度に交付した補助金2件に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のために必要な実績報告書等に記載して国土交通省等に提出し、補助金を過大に請求していたことは、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取り扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）で準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）及び海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第215号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

2	株式会社南山開発	8360001001672	沖縄県那覇市小禄1丁目12番29号	令和8年7月17日 ～令和8年11月16日	工事請負契約に係る 指名停止等の措置要領 別表第2第13号 (建築業法違反)	当該事業者は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが確認された。その結果を持って、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行ったことが、建設業法第28条第1項第2項に該当するとして、令和8年3月24日に沖縄県知事より30日間の営業停止処分を受けたことが、海上保安庁所掌幸治請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第13号(建築業法違反)に該当するため。
---	----------	---------------	-------------------	--------------------------	---	---